

19 国民年金

◎国民年金・・・住民生活課国保住民班 ☎ 42-2111 内線 211 ~ 213

国民年金は、公的年金制度の土台として全国民共通の基礎年金を支給する制度で、老後に安心して毎日の生活を送るため、また、万一の時の生活の支えとなるものです。保険料の支払いが困難なときは、未納のままにせず、保険料の免除申請を行ってください。お問い合わせは住民生活課国保住民班（☎ 42-2111 内線 211 ~ 213）へ。

●国民年金の加入は3種類

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は全て加入対象となります。加入する方は、次の3種類に分けられます。

①第1号被保険者

自営業の方、自由業の方、厚生年金などの被用者年金に加入していない方、学生、無職の方。加入手続きや保険料の納付は、ご自身で行わなければなりません。

②第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している方（会社、役所、学校などに勤めている方）。保険料の納付や加入手続きは勤務先で行います。

③第3号被保険者

厚生年金などの被用者年金に加入（第2号被保険者）している方の被扶養配偶者。ご自身で保険料の負担はありませんが、事業主を通して第3号被保険者の届出が必要です。

●希望すれば加入できる方（任意加入）

①日本国内に住所のある20歳以上60歳未満で被用者年金制度の老齢年金や退職年金を受けられる方

②日本国内に住所のある60歳以上65歳未満で、年金を受けるために必要な資格期間が足りない方や満額の老齢基礎年金が受けられない方

③国外に住んでいる日本国籍を有する20歳以上65歳未満の方

●次のようなときは必ず届出を

①住所、氏名に変更があったとき

②厚生年金や共済組合などに加入したとき（配偶者を扶養している場合は、配偶者の届出も必要です）

③厚生年金や共済組合などを脱退したとき（配偶者を扶養している場合は、配偶者の届出も必要です）

④任意加入者が任意加入をやめるとき

⑤死亡したとき

●国民年金から支給されるもの

①老齢基礎年金

保険料を納めた期間と保険料免除期間等を合算した資格期間が10年以上ある方は65歳に達したときに支給されます。（平成29年8月1日より前は資格期間25年以上必要でした。）

②障害基礎年金

病気やけがにより、一定の障害の状態になったときに支給されます。

③遺族基礎年金

加入者が死亡した場合、その人と生計を同じくしていた子（18歳未満または20歳未満の障害者）のある妻、または子に支給されます。

④寡婦年金

保険料を納めた期間と免除の期間を合算して10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合、その妻（婚姻期間10年以上）に60歳から65歳になるまで支給されます。

⑤死亡一時金

保険料を3年以上納めた方が年金を受けないで死亡した場合、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

◎老齢基礎年金の繰り上げ支給と繰り下げ支給...

住民生活課国保住民班 ☎ 42-2111 内線 211

老齢基礎年金は65歳から受け取るのが基本ですが、繰り上げ（早くもらう）と繰り下げ（遅くもらう）の制度があります。繰り上げの場合は、最大で5年間早く受け取ることができます。その代り年金額は繰り上げた月数に、1か月あたり0.5%の減額率を乗じた率が減額されます。逆に繰り下げの場合は、最大で5年間支給開始を遅くできます。繰り下げた月数に、1か月あたり0.7%の増額率を乗じた額が加算されて支給されます。繰り上げの場合、一度繰り上げ請求しますと、後で変更できませんし、請求後に障害者になっても障害基礎年金は受けられません。

厚生年金の60歳からの特別支給の老齢厚生年金は「全部繰り上げ」と「一部繰り上げ」があります。年金に関するお問い合わせは、日本年金機構二戸年金事務所（☎23-4111）または住民生活課国保住民班へ。

・老齢基礎年金繰り上げ、繰り下げ支給率表（昭和16年4月2日以降生まれの人）

繰り上げ支給		繰り下げ支給	
受け始める年齢	支給率 (%)	受け始める年齢	支給率 (%)
64歳	94	66歳	108.4
63歳	88	67歳	116.8
62歳	82	68歳	125.2
61歳	76	69歳	133.6
60歳	70	70歳	142.0

（繰り上げ＝1か月早めるごとに0.5%減額、繰り下げ＝1か月遅らせるごとに0.7%増額）